

## 大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成30年5月7日（月） 午前9時58分～午前11時12分					
②	会 場	大洲市平公民館 2階大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦 実
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27		28	西内清信
29	大本昭裕	30	武知 明	31	城本豊子	32	中本祐市
33	坂 幹 幸	34	久保壽男	35	浅野誠司	36	往見康範
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	4	尾山満則	27	垣見正志		
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員（農地）	
		都築専門員（農政）		土居書記（農地）			
⑦	農 林 水 産 課	三好課長補佐		松田主事			
⑧	会 議 の 内 容	議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について					
		議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について					
		議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について					
		議案第33号 非農地証明について					
		議案第34号 農用地利用集積計画の決定について					
		議案第35号 農業振興地域整備計画の変更について					
		議案第36号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・ 評価について					
		議案第37号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画につ いて					

事務局（局長）	只今から平成30年第4回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中19名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、4番 尾山満則委員、また、27番 垣見正志委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりでございます。</p> <p>まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、23番 水本福泉委員、また、24番 池浦萬里子委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2、書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3、議案審議に入ります。</p>
議 長（会長）	まず、 <b>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」</b> を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 （専門員兼農政係）	<p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>1番、柚木の土地、畑1筆・100㎡は売買による所有権の移転です。所有権移転後も、引き続き露地野菜の栽培を行います。農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>2番、喜多山の土地、田1筆・890㎡も売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>3番、同じく喜多山の土地、畑4筆・合計11,374㎡は贈与による所有権移転です。</p> <p>所有権移転後は、麦の栽培を行う予定です。農業は、譲受人夫婦及びび母が年間を通して行います。</p> <p>4番、白滝の土地、田3筆・1,902㎡、畑3筆・692㎡、樹園地1筆・1,255㎡。</p> <p>売買による所有権の移転です。</p> <p>所有権移転後は、水稻、野菜及び果樹の栽培を行います。農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。</p> <p>修正をお願いします。10a当たりの対価の額ですが、16,303円になります。かなり安い金額となっておりますが、譲受人は家屋、宅地、農地を含む全ての物件を購入しており、農地の分については割合で算出いただいておりますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上、4件のご審議をよろしく申し上げます。</p>

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

1番

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

この案件につきましては、譲受人が自己住宅に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、市役所から東南に約900mにある畑1筆になります。住宅地の一区画になりますが、現在も良好に管理されています。

譲受人は市内に農地を所有しておりませんが、西予市に農地を所有しており、年間を通して農業に従事しております。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。それでは、2番。

20番

2番、3番案件については、私の担当になりますので、併せて説明いたします。議案説明資料2ページ及び3ページを参考にしてください。

2番案件は、譲受人が自己住宅に隣接する申請地を売買により取得しようとするものです。

申請地は、新谷公民館の北東に約2.2kmにある田1筆になりますが、現在も良好に管理されています。

譲受人は年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

3番案件は、国営「麓団地」内にある畑4筆になります。

県外に住んでいる兄から地元に住んでいる弟へ贈与による所有権移転になります。

農業は、譲受人夫婦とそのお母さんが年間を通して従事しており、今後の耕作管理にも不安はないものと考えます。

以上、2件の申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。  
ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、4番。

30番

4番案件について、ご説明いたします。議案説明資料4ページをご覧ください。

4番案件は、売買による所有権移転です。

申請地につきましては全部で7筆ありますが、JR白滝駅周囲約200mの範囲内に位置しております。田については水稻を作付け、畑には野菜、樹園地は梅やかんきつ類が植えられており、良好に管理されております。

今回、市外に居住する譲渡人が所有する家屋等を含みます物件全てを譲りたいとのことで申請に至っています。

	<p>譲受人の経営面積は0となっておりますが、実家で農作業に従事していた経験もあり、所有権移転後の管理に問題はないものと考えます。</p> <p>調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。</p>
委 員	<p>（質疑なし）</p>
議 長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議はございませんか。</p>
委 員	<p>（異議なし）</p>
議 長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、<b>議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」</b>を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局 （専門員兼農地係）	<p>失礼いたします。</p> <p>議案第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページ、並びに別紙「議案説明資料」の5ページから22ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番、若宮の土地2筆です。</p> <p>申請地近くでアパートを所有されておりますが、駐車場が不足しているため貸駐車場及び自己駐車場として利用するほか、自己住宅横には金木犀などを植え、庭として活用するものです。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に該当することから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>なお、平成11年にアパートを建築した際、入居者分の駐車場が不足したため、申請地の大部分を駐車場に造成し、また、一部を庭として利用しておりますが、今回の申請は是正を目的とした追認案件でありましたので、始末書を提出いただいております、県に違反転用事案報告書を提出する予定であります。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料5ページをご確認ください。</p> <p>2番、東大洲の土地2筆です。</p> <p>将来の安定収入を得るための基盤として、賃貸長屋住宅を建築するものです。</p> <p>申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第二種中高層住居専用地域）が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料9ページをご確認ください。</p> <p>3番、田処の土地1筆です。</p> <p>申請人は、高齢で農作業が困難な状況にあり、また災害により土砂が</p>

	<p>流入するなど農作業が困難な状況にあることから、杉を植林するものです。</p> <p>本案件は、本年1月の第1回定例総会において、農用地区域除外についてご審議いただきました案件の土地であり、農用地区域除外分につきましては、農振法の11条公告がなされています。</p> <p>除外後の農地区分は、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料14ページをご確認いただければと思います。</p> <p>4番、新谷の土地1筆です。</p> <p>申請地は、国道56号線の沿線で新谷地区中心部からも近く、学校や病院等にも近い立地環境にあり、共同住宅の需要・要望が高いため賃貸共同住宅を建築しようとするものです。</p> <p>申請地は、市内中心部から東北東に約6kmに位置し、おおむね300m以内に大洲市役所新谷連絡所が存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料18ページのご確認をお願いいたします。</p> <p>以上、4件です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
<p>2番</p>	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の5ページから8ページをお開きください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われまます。</p> <p>また、先程事務局から説明がありましたように、すでに大部分を露天駐車場及び庭として造成されており、この件につきましては違反転用の状況にあることから、本人も始末書を提出し、大変反省をされております。</p> <p>第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の北側は住宅や畑がありますが、いずれも自己所有地であり、東側、西側、南側は市道に囲まれていて、隣接地も学校用地であり、問題ないと考えます。</p> <p>よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当として追認許可はやむを得ないものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい。続いて、2番。</p>
<p>3番</p>	<p>2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>説明資料の9ページから13ページをご覧ください。</p> <p>まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許</p>

議長（会長）

可があり次第着工するとのことであり、問題ないと思われま

す。また、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する北側に農地がありますが、造成の際には周囲をコンクリート擁壁・構造物で土留を行なうほか、雨水等の処理も農地へ進入しないよう工事を行うとのことでありますので、問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

はい。続いて3番ですが、私の方から座って説明をさせていただきます。

3番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の14ページから17ページをご覧ください。

本件につきましては、今年1月に開催されました第1回定例総会の議案第7号「農業振興地域整備計画の変更について」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件でございます。

調査結果は、第1回定例総会においてご説明いたしましたとおり、立地基準、一般基準において、どちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと考えております。

また、周辺農地等への影響につきましては、申請地に隣接する農地がありますが、農地所有者からの同意を得ており、各項目につきましても適当と思われることから問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて4番。

19番

4番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の18ページから22ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地であることから、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、許可が有り次第、着工するとのことであり、問題ないと思われま

す。また、転用面積の妥当性につきましても問題ないと思われま

す。第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、申請地に隣接する西側に農地がありますが、周囲には土砂流失防止のためのコンクリート擁壁を施工するほか、排水も北川の水路へ適切に行うとのことでありますので、問題ないと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり変更承認相当と

委員

(異議なし)

議長 (会長)

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、**議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (次長)

失礼いたします。

議案第32号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書3・4ページ並びに別紙「議案説明資料」の23ページから51ページまでを併せてご覧ください。

1番、東若宮の土地、3筆、459㎡の案件は、大洲市において不動産産業を営んでいるが、住宅地として需要が見込めることから、宅地として造成し販売するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、五郎の土地、13㎡の案件は、現在松山市に居住しているが、高齢となり安心して老後を過ごしたく帰郷するため住宅を購入するが、駐車スペースがないことから、新たに駐車場を確保するため申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心に審議をお願いいたします。

3番、八多喜町の土地、363㎡の案件は、現在、両親、祖父母と同居し料理店を営んでいるが、結婚に備えることから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を祖父から譲り受けようとするものでございます。

農地区分は、おおむね300m以内に八多喜連絡所が存する農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって、立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

4番、柴の土地、2筆、257㎡の案件は、現在借家に居住しているが、子供も生まれ家財道具も増え手狭になったことから、新たに自己住宅を建築するため、申請地を父より使用貸借し、さらに隣接地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお本案件は、本年第3回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。

5番、肱川町大谷の土地、979㎡の案件は、現在、当寺院の来客用駐車場が狭く参拝客に不便をかけていることから、新たに露天駐車場を

	<p>確保するため、申請地を住職から譲り受けようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、おおむね500m以内に大谷自治センターが存する農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心に審議をお願いいたします。</p> <p>なお本案件は、本年第2回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。</p> <p>6番、肱川町名荷谷の土地、263㎡の案件は、現在借家に居住しているが、狭く不便であることから、新たに自己住宅を建築するため申請地を父より使用貸借しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近くになく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心に審議をお願いいたします。</p> <p>以上、6件でございます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。</p>
<p>2番</p>	<p>それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の23ページから27ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、25ページの位置図のとおり、市立図書館の北東、約100mに位置する農地です。</p> <p>まず立地基準ですが、事務局説明のとおり第3種農地ですので、問題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことであり、また転用目的が宅地分譲とのことと土地の造成のみとなりますが、都市計画法規定の用途地域内での事業であることから、問題ないものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、26ページの地番地目図のとおり西側に農地がありますが同意が得られていることから、特に問題ないものと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>はい、続いて2番。</p>
<p>事務局（次長）</p>	<p>失礼しま。</p> <p>2番案件、尾山委員さんに現地調査をしていただいていたわけでありますけれども、本日欠席されるということで、原稿をお預かりしてありますので、私が代読させていただきます。</p> <p>それでは、2番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の28ページから32ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、29・30ページの位置図のとおり、五郎3区集会所の北、約80mの五郎3区に位置する農地です。</p> <p>まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり</p>



議長（会長）	<p>次第自己資金にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われ ます。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、31ページの地番地 目図や写真のとおり、周辺に農地はありませんので、特に問題はないも のと思われま。</p> <p>よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可 相当であると考えます。</p> <p>以上でございます。</p>
22番	<p>続いて、3番。</p> <p>失礼します。</p> <p>それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の33ページから37ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、34・35ページの位置図のとおり、八多喜連絡所の東北 東約230m、東中学校のグラウンドのすぐ西側に位置する農地です。</p> <p>まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので、問 題ないと思われま。</p> <p>次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり 次第自己資金及び親や祖母の援助にて着工したいとのことですので、問 題ないものと思われま。</p> <p>また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、36ページの地番地 目図のとおり、すぐ南に畑がありますが、市道を挟んでおり影等の影響 もほとんどないと考えられることから、特に問題は生じないものと思わ れま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許 可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>はい。続いて4番。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の38ページから42ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、39・40ページの位置図のとおり、養護老人ホームさく ら苑の北西約100mに位置する農地です。</p> <p>まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のと おりであり、特に問題はないものと思われま。</p> <p>また本案件は、事務局から説明がありましたように、本年第3回定例 総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでござ います。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しており ますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれ も調査報告書記載のとおり問題ないと思われま。</p> <p>よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許 可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長（会長）	<p>続いて、5番。</p>

34番

失礼いたします。

それでは5番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の43ページから47ページを参考にしてください。

申請地は、44・45ページの位置図のとおり、大谷簡易郵便局の隣にある大谷自治センターの南東約390mに位置する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。

また本案件は、事務局から説明がありましたように、本年第2回定例総会において農振地域からの除外案件として審議いただいたものでございます。その際に、農地転用を前提とした調査を実施し、報告しておりますが、その時と状況は変わっておらず、立地基準、一般基準、いずれも調査報告書記載のとおり問題ないと思われます。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

続いて、6番。

33番

失礼いたします。

それでは6番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の48ページから51ページを参考にしてください。

申請地は、49・50ページの位置図のとおり、鳥首の大川橋から西に約2kmの共栄地区に位置する農地でございます。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われます。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、51ページの地番地目図のとおり南東側に農地がありますが、その畑の方が数メートル高いことや5m以上離して家を建築する計画となっており、特に問題はないものと思われます。

よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

はい。只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第33号「非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長） 失礼いたします。  
議案第33号「非農地証明について」ご説明申し上げます。  
議案書5ページ並びに別紙「議案説明資料」の52ページから54ページまでを併せてご覧ください。  
1番、五郎の土地、103㎡の案件は、農地法施行（昭和27年10月21日）前から非農地ということで申請があったものでございます。  
申し出によりますと、申請地は、閉鎖登記簿によると少なくとも昭和5年にはすでに住宅用地として使用されており、その後建て替えはあったもののずっとその形態は変わっておらず、現在に至るまで一度も農地として使用されたことはない、とのことでございます。  
以上1件、1筆、103㎡でございます。  
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

事務局（次長） 失礼します。  
先ほどの5条でも申し上げましたが、尾山委員さんが今日ご欠席でございますので、原稿をお預かりしております。それでは、代読したいと思います。  
それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。  
議案説明資料の52ページから54ページを参考にしてください。  
申請地は、53ページの位置図のように五郎3区集会所の北、約90mの五郎3区に位置し、5条案件で説明した農地に道を挟んで隣接している農地です。  
申請によりますと、昭和5年頃にはすでに住宅用地として使用しており、以後、農地として使用したことがないことから、「農地法施行前から非農地」との申し出です。  
申請者の申立、閉鎖登記簿、米軍撮影の航空写真等を総合的に検証・判断いたしますと、本件土地は法施行前から宅地として利用され、現在に至っているものと認められます。  
よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。  
以上でございます。

議長（会長） 地元委員さんからの報告ありましたが、何かご質疑はありますか。

委員 （質疑なし）

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し、証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長（会長） ご異議ないものと認め、この証明願の土地は非農地と判断し、証明書を交付することに決定いたしました。  
次に、**議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題といたします。

事務局  
(専門員兼農政係)

事務局の説明を求めます。

議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。  
議案書の6ページをご覧ください。

1番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

2番 引き続き野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

3番及び4番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

5番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

6番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8ページです。

7番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

8番から9ページの12番まで、新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

13番 引き続き葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

14番 新たに農地を借り受けて、葉たばこを栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

10ページ。

15番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

16番及び17番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

11ページ。

18番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

19番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

20番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

21番 新たに農地を借り受けて、果樹を栽培するため、賃借権を10年間設定しようとするものです。

22番 引き続き水稲を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

12ページ。

23番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

24番及び25番 新たに農地を借り受けて、水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

13ページ。

26番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を2年間設定しようとするものです。

27番 引き続き水稲を栽培するため、使用貸借権を5年間設定しようとするものです。

28番 引き続き水稻を栽培するため、賃借権を5年間設定しようとするものです。

以上、利用権設定・件筆数、28件・46筆、利用権設定総面積、61,134㎡。

続いて、転貸の案件です。議案書14ページをご覧ください。

先ほど利用権設定5番で説明しました農地について、裏作として麦を栽培するため、借受人が役員を務める農事組合法人グリーンたいきに転貸するものです。

以上、転貸利用権設定、1件・3筆、2,292㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませぬか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませぬか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

次に、**議案第35号「農業振興地域整備計画の変更について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農地係) 失礼いたします。

議案第35号「農業振興地域整備計画の変更について」をご説明いたします。

議案書15ページ並びに別紙議案説明資料の55ページから59ページまでを併せてご覧ください。今回は、農用地区域からの除外1件でございます。

1番、上須戒の土地、1,677㎡の案件は、申請地は山間地の急傾斜の多い低生産農地であり、農機具の搬入等に不便を強いられるなど営農が困難な状況にあり、また、申請人は妻と二人暮らしで高齢となり体力も年々衰えてきているが、後継者もおらず、ほかに借受者も居ないことから、山林として管理するため除外の申し出があったもので、申請地は他の農地への影響はないものと考えられることから、除外の計画変更をしようとするものでございます。

除外後の農地区分は、公共施設等も近くになく、山間部の農業用機械の乗り入れの困難な小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と一般基準を中心にご審議をお願いいたします。

以上、1件、1,677㎡です。ご審議のほど、お願ひいたします。

議 長 (会長) 只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思ひます。1番。

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

場所ですが、上須戒連絡所から県道沿いに約1kmの、県道近くにある農地になります。

説明資料の55ページから59ページをご覧ください。

まず、立地基準である「代替性要件」につきましては、植林を目的とされており、問題なものと考えます。

次に、一般基準である「転用の確実性」につきましては、既に植林をされており、違反転用に関しましては、本人も始末書を提出し大変反省をされております。

また、「周辺農地等への影響」につきましては、申請地の周囲は、ほとんど山林に囲まれておりますし、各項目につきまして適当と思われることから、問題ないものと考えます。

よって、本件は農地法第4条第2項の各号には該当しておらず、転用許可相当として、農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外につきましてはやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長(会長)

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

(質疑なし)

議長(会長)

特にご質疑もないようですので、原案のとおり農用地区域から除外することにご異議ございませんか。

委員

(異議なし)

議長(会長)

ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり認めることにいたします。

次に、**議案第36号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」**と、関連がありますので**議案第37号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」**を併せて議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

それでは、議案第36号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」、ならびに、議案第37号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」のご説明を申し上げます。

本2案件につきましては、先月の協議事項でご説明いたしまして、何か問題点などお気づきになった点がないか、ということで、先月20日ごろまでにご連絡をとということでございましたけれども、何もご指摘等ございませんでしたので、先月の資料に基づきまして、今後県を通じて中四国農政局の方に提出をしまいたいと考えておるところでございます。

実際には6月に入って、県の方から資料提出が求められると思いますので、その時点で提出をしまいたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議 長（会長）	只今、事務局より 2 議案の説明がありました。何かご質疑はございませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この活動の点検評価についてと活動計画については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。
	以上で、本日の定例総会に提案しました議案の全ての審議が終了いたしましたので、議事を閉じることにいたします。

\_\_\_\_\_